しました、毎年です、年に訂正をお願いいたします。毎年4月末日までに事業主の雇用証明書を添えて就業証明書を提出しなければならないということで、毎年就業状況または定住状況を確認するために提出していただきたいということを改めて記載をしております。

そして、附則になりますが、施行期日は、この規則は公布の日から施行する。

経過措置としまして、この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の陸別町奨学資金貸付条例施行規則の規定により、奨学資金の貸付を受けた奨学生のうち、令和5年度から奨学資金の返還を開始する奨学生は、この規則による改正後の陸別町奨学資金条例施行規則による奨学資金の貸付を受けたものとみなすということでありまして、今年度から返還を開始する予定の奨学生から適用するという内容でございます。

4ページにお戻りいただきまして、改正の項目につきましては、先ほど新旧対照表で御説明をいたしました。附則につきましても、御説明をいたしましたので、以上で本規則の一部を改正する規則につきましての説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明で申し訳ございませんが、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、 御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○有田教育長 それでは、議案第22号の質疑を行います。 質疑はありませんか。
- ○西岡委員 これで、個人事業主関連の不備を大体是正できたということになるのですか。
- ○副島次長 そうですね。個人事業主で家族と同居して暮らしている場合ですと、例えば雇用保険に入れないだとか、いろいろあるのですが、そういったところは是正されるかなというか、戻ってきていただいて、せっかくいろいろな仕事を、会社勤め以外でも対応できるのかなというふうに思っております。
- ○有田教育長 ほかにありませんか。
- ○後藤委員 30時間以上とあるのですけれども、何か提出してもらうとか何とかってなる のですか。
- ○副島次長 そうですね。元々30時間未満の者を除くというところで、逆に30時間以上 ということで、会社とかであれば就業規則とかで勤務時間がはっきりするのですが、自営業と かの場合は、雇用主に週の勤務時間ですとか、そういうのを一応出していただかないと、本当 に帰ってきて、家事手伝いでではどうかなというところもありますので。
- ○後藤委員 分かりました。
- ○有田教育長 日々、こちらでチェックするということにならないので、雇用主何なりから 書面できちんとこういう時間働いていますというようなものをもらって、それを証するという ふうになろうかなと思います。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第22号について、原案のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 議案第22号は、原案のとおり決定しました。

◎その他の事項

○有田教育長 次に、その他に入ります。 委員の皆さんから何かございませんか。

(「特にありません」の声あり)

○有田教育長 事務局からは何かありませんか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○有田教育長 それでは、以上をもちまして、令和5年第10回陸別町教育委員会会議を 閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時12分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 小木育子

会議録作成職員 遠 藤 香 奈